

八王子市観光振興PRキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市観光PRキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、天狗キャラクター「はっちお〜じ」（別表第1に掲げるもの）をいう。

(使用できる者)

第3条 何人でもキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 八王子市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) キャラクター等を使用して作成し、又は製造する物品（以下「使用物品」という。）が、市が作成、製造又は販売する物品であると誤認されるおそれのあるとき。
- (6) その他、市長がその使用について不適當であると認めたとき。

(使用の承認)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 八王子市の業務のために使用するとき。
- (2) 八王子市立の小・中学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報目的で使用するとき。

(使用の承認申請)

第5条 前条の承認を受けようとするときは、八王子市観光振興PRキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、八王子市観光振興PRキャラクター使用（変更）承認書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、市長は

使用条件を付すことができる。

3 市長は前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターのデザイン使用料は無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認期間は承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし更新は妨げない。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターのイメージを損なうデザインの改変をしてはならない。

2 使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）使用承認を受けた目的及び承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

（2）キャラクターを使用する場合、「八王子市観光PRキャラクター」の表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合はその限りではない。

（3）使用物品の完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物品の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

（4）商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長はその使用を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して使用（変更）承認取消書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物品を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に対し、当該使用物品の回収を求めることができる。

5 市長は承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(責任の制限)

第12条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 キャラクターの使用に関し、事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年（2013年）8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

八王子市観光振興PRキャラクター使用承認申請書

年 月 日

八王子市長 様

住所

氏名

（名称及び代表者名）

電話

下記のとおり、八王子市の八王子市観光振興PRキャラクターを使用したいので申請します。

記

使用するキャラクター名	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
連絡責任者	(フリガナ)
	氏 名
	連絡先 TEL FAX
添付書類	1 使用する際の企画書、レイアウト等 2 その他参考書類

様式第2号（第5条、第9条関係）

八王子市観光振興PRキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

八王子市長

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRキャラクターの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

承認するキャラクターの種類	
承認内容	<ol style="list-style-type: none">1 提出した八王子市観光振興PRキャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。2 八王子市観光振興PRキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。3 その他

様式第3号（第5条、第9条関係）

八王子市観光振興PRキャラクター使用（変更）不承認書

年 月 日

様

八王子市長

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRキャラクター使用（変更）承認申請については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

理由：

様式第4号（第9条、第10条関係）

八王子市観光振興PRキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

八王子市長 殿

住所

氏名

（名称及び代表者名）

電話

年 月 日付でキャラクター使用承認をうけた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更内容
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
変更理由	
添付書類	※変更が確認できる資料等